

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(7) 介護給付費等算定に係る体制等に関する指摘

□ 特定事業所加算や人員配置体制加算など届出している算定基準を満たしていない。

改善に向けて

○ 指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出すること。

(留意事項通知 障発第1031001号第一)

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/6_hoshusanteiyosiki.html

札幌市 City of Sapporo

札幌市 障害 体制等届出 検索

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がいのある方へ > 事業者指定 > 4 報酬算定に係る体制等届出書等様式

更新日:2016年4月1日

4.報酬算定に係る体制等届出書等様式

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法に基づく事業の体制等届出書様式及び利用日数に係る特例の適用にかかわる様式を掲載しております。

1 提出書類について

(1) 体制等届出書様式

- 従業員体制及び加算算定に変更がある場合、別紙書類を添付してください。なお、変更が無い加算等につきましては、別紙の添付は不要です。
- 多機能型事業所につきましては、事業所番号ごとまとめて提出してください。
- 生活介護、児童発達支援又は放課後等デイサービスにつきましては、単位ごとで従業員配置が異なる場合に限り、単位ごとに様式を添付してください。

1 指定障害福祉サービス事業、指定障害者支援施設

(1) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

提出書類につきましては、下記の一覧表を参照してください。

様式第6号その1	Excel 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(エクセル:3.981KB)
	PDF 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(PDF:44KB)
様式第6号その2	Excel 介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表(エクセル:107KB)
	PDF 介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表(PDF:104KB)
別紙	別紙1~40
参考資料	参考資料1~13

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員構成	多機能型等定員区分(※1)	人員配置区分(※2)	その他該当する
共同生活援助				1. 1型(※1) 2. 2型(※1) 3. 3型(※1) 4. 4型(※1)	施設区分
					1. 介護サービス
					2. 生活介護
					3. 児童発達支援
					4. 障害児入所施設
					5. 自立支援センター
					6. 地域生活移行支援
					7. 生活介護
					8. 児童発達支援
					9. 障害児支援施設
10. 障害児支援施設					
生活介護				1. 1型(※1) 2. 2型(※1) 3. 3型(※1) 4. 4型(※1)	施設区分
					1. 介護サービス
					2. 生活介護
					3. 児童発達支援
					4. 障害児入所施設
					5. 自立支援センター
					6. 地域生活移行支援
					7. 生活介護
					8. 児童発達支援
					9. 障害児支援施設
10. 障害児支援施設					
児童発達支援				1. 1型(※1) 2. 2型(※1) 3. 3型(※1) 4. 4型(※1)	施設区分
					1. 介護サービス
					2. 生活介護
					3. 児童発達支援
					4. 障害児入所施設
					5. 自立支援センター
					6. 地域生活移行支援
					7. 生活介護
					8. 児童発達支援
					9. 障害児支援施設
10. 障害児支援施設					
障害児支援施設				1. 1型(※1) 2. 2型(※1) 3. 3型(※1) 4. 4型(※1)	施設区分
					1. 介護サービス
					2. 生活介護
					3. 児童発達支援
					4. 障害児入所施設
					5. 自立支援センター
					6. 地域生活移行支援
					7. 生活介護
					8. 児童発達支援
					9. 障害児支援施設
10. 障害児支援施設					

注 網掛けは、変更・追加された項目です。

- ※1 「多機能型等定員区分」欄には、多機能型事業所又は複数の単位でサービス提供している事業所において、一体的な管理による定員と当該サービス種類または単位における定員が異なる場合に設定する。
- ※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。
- ※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」で設定されている場合に設定する。
- ※4 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特別措置の対象を設定する。
- ※5 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。
- ※6 「主たる事業所サービス種類」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、または福祉・介護職員処遇改善特別加算対象が「2. あり」であり、障害者支援施設における日中活動系サービスのうち「32. 施設入所支援」を設定する。短期入所については指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定共同生活援助を含む)において行った場合は「33. 共同生活援助」、指定障害児自立訓練事業所において行った場合は「34. 指定型自立訓練」、単独型事業所において行った場合は「22. 生活介護」を設定する。
- ※7 主たる事業所施設区分「欄」には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、または福祉・介護職員処遇改善特別加算対象が「2. あり」であり、共同生活援助事業所において短期入所を実施する場合は「1. 介護サービス(サービス区分)」または「2. 外部サービス(サービス区分)」を設定する。
- ※8 「大規模住居」欄の「4. 定員2人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス(サービス区分)」の場合に限る。
- ※9 「重度障害者支援職員加算」欄は、施設区分が「介護サービス(サービス区分)」の場合に設定する。

様式 6-2

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

報酬算定に係る体制等届出

1 提出書類について(体制等届出書様式)

従業員体制及び加算算定に変更がある場合、別紙書類(ホームページ上に様式があります)を添付してください。なお、変更が無い加算等につきましては、別紙の添付は不要です。多機能型事業所につきましては、事業所番号ごとにまとめて提出してください。生活介護、児童発達支援又は放課後等デイサービスにつきましては、単位ごとで従業員配置が異なる場合に限り、単位ごとに様式6-2(ホームページ上に様式があります)を作成してください。共同生活援助につきましては、共同生活住居ごとに様式6-2を作成してください。

2 提出先・提出方法

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課事業者指定担当 あてに郵送又は持参
(〒060-8611 中央区北1条西2丁目)

3 算定開始時期

(1)算定される単位数が増える場合

● 毎月15日以前の提出 ⇒ 翌月から適用

● 毎月16日以降の提出 ⇒ 翌々月から適用

※ 【例外】処遇改善(特別)加算については、「毎月末までの提出⇒翌々月から適用」となります。

(2)算定される単位数が減る場合

加算等が算定されなくなった事実が発生した日(特定事業所加算のみ翌月)から適用

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(8) 特定事業所加算に関する指摘

- 特定事業所加算の算定条件である事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとの研修計画が未作成、研修を実施していない。

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)

実施していない
年度は返還対象

改善に向けて

○ 厚生労働大臣が定める基準

(平18厚労告第543号・第1号、第5号、第9号、第13号)

事業所の全ての従業者(登録型の従業者(あらかじめ事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、支援を行う従業者をいう。)を含む。)に対し、**従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。**

○ 計画的な研修の実施

厚生労働大臣が定める基準の「従業者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

(留意事項通知 障発第1031001号第一)

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(9) 欠席時対応加算に関する指摘

- 欠席時対応加算を算定しているが、実績記録で確認できない。利用者などから確認を得ていない。
- 欠席時対応加算を算定しているが、利用者の状況や相談援助の内容等の記録が確認できない。
(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

(様式7)

平成〇〇年 4 月分 生活介護サービス提供実績記録票(案)

■旧様式からの変更点
・【送迎加算】欄を追加

厚生 太郎 事業所番号 〇〇事業所

日付	曜日	サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算		利用者確認印	備考
					往	復		
2	月		9:00	11:00	1	1		
3	火		9:00	11:00	1	1		加算対象となる低所得利用者に対して食事を提供した日数
4	水	欠席						片道単位で回数を記録する。
13	金		10:00	11:00		1		実際に訪問支援を提供した時間数を記載する。
16	月		13:00	16:00		3		
17	火		9:00	10:00		1		算定は月2回を限度とする。報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する(同一月内に3回目まで算定はできないが記載する)。
18	水		9:00	11:00		1		
19	木		9:00	11:00		1		
20	金		9:00	11:00		1		
23	月		9:00	11:00		1		
24	火		9:00	11:00		1		

改善に向けて

- 以下のとおり取り扱う。
 - ① あらかじめ利用を予定していた日に急病等によりその利用を中止した場合。
 - ② その利用を中止した日の前々日、前日または当日に中止の連絡があった場合。
 - ③ 電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該事業所等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録すること(直接の面会や自宅への訪問等を要しない)。
 - ④ 1月につき4回を限度として算定する。
(厚労省告示第523号別表第6-7、別表第10-4、別表第11-4、別表第12-10、別表第13-9、別表第14-10)
- 加算を算定している場合は、実績記録票で利用者からの確認が必要。

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(10) 施設外就労加算に関する指摘 ①

- 施設外就労を含めた個別支援計画を事前に作成していない。
- 施設外就労により就労している利用者の訓練目標に対する達成度の評価を行っていない。

(就労継続支援A型・B型)

改善に向けて

- 月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
(厚労省告示第523号別表第13-11、別表第14-12)

【厚生労働大臣が定める基準(平18厚労告543・第35号)】

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

- イ 就労支援単位ごとに実施すること。
- ロ 施設外就労加算の算定対象となる利用者の数の合計が、利用定員の100分の70以下であること。
- ハ 一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位ごとの職員の数が、算定する次の(1)から(4)までに掲げるサービス費に応じ、常勤換算方法で、それぞれ(1)から(4)までに掲げる数以上とする。

- (1) A型サービス費Ⅰ
施設外就労利用者の数を7.5で除して得た数。
- (2) A型サービス費Ⅱ
施設外就労利用者の数を10で除して得た数。
- (3) B型サービス費Ⅰ
施設外就労利用者の数を7.5で除して得た数。
- (4) B型サービス費Ⅱ
施設外就労利用者の数を10で除して得た数。

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(10) 施設外就労加算に関する指摘 ②

施設外就労を
算定する場合は・・・

【就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について
(H19.4.2障障発第0402001号)】

5 (2) 施設外就労について

- ① 施設外就労を行うユニットについて、1ユニットあたりの利用者数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置するとともに、事業所についても、施設外就労を行う者を除いた利用者的人数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置すること。
- ② 施設外就労の提供が、当該施設の運営規程に位置づけられていること。
- ③ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や、工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。
- ④ 緊急時の対応ができること。
- ⑤ 施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約していること。
- ⑥ 施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

